

職員の皆様へ

マイナンバーカード普及促進について

=取得についてのお願い=

行政手続きデジタル化の基盤となるマイナンバーカードについて、国は令和4年度末までにほぼ全ての国民にカードが普及することを目標に掲げています。

しかしながら、令和4年3月末現在の全国の普及率(43.5%)や政令市の平均普及率(45.6%)と比較すると、本市の普及率はそれらを大きく下回る35.7%であり、昨年度行った無記名の職員アンケートの結果から、職員の取得率もほぼ同程度にとどまっています。

マイナンバーカードの普及によって、市民の皆様が市役所に訪れることなく、さまざまな手続きを行うことが可能になれば、利便性の向上や、税・社会保障における公正性・公平性の実現とともに、私たち地方自治体職員がこれまで多くの時間と労力を傾けていた事務の効率化・省力化を図ることができます。窓口業務のあり方や業務執行体制の見直しによって、市民サービスをさらに向上させるための施策や事業に経営資源を注ぐことにもつながります。

今年度は、普及促進に向けて商業施設等での「巡回申請受付」、市内事業所や区役所等での「出張申請受付」について、これまで以上に強化・拡充していきます。マイナンバーカードの取得はあくまでも任意ですが、まずは職員の皆様そしてご家族から取得促進にご協力くださるようお願いいたします。

令和4年4月28日

総務部長 古俣 泰規
市民生活部長 鈴木 稔直

【直近の申請受付情報】

一般市民向け巡回申請受付

(会場：イオンモール新潟南) 令和4年5月 7日(土) 10:00～16:00
令和4年5月 8日(日) 10:00～16:00

職員向け申請受付

(市民生活課執務室) 令和4年5月 6日(金) 9:30～18:00
令和4年5月 9日(月) 9:30～18:00
令和4年5月 11日(水) 9:30～18:00
令和4年5月 13日(金) 9:30～18:00

◆カード申請に関する問い合わせ
市民生活部市民生活課
(直通) 025-226-1009
(内線) 31009・31013・31018